

## 富山県立大学ネーミングライツ事業実施事業者募集要項

公立大学法人富山県立大学（以下「本学」という。）は、「公立大学法人富山県立大学ネーミングライツ事業実施要綱」に基づき、施設等の整備・有効活用及び教育研究環境を強化することにより、本学の価値を向上させることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

### 1 ネーミングライツ事業の定義

契約により、本学が命名権（本学が所有する施設、スペースその他の財産に対し、事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称を設定する権利）を付与した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から命名権の対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいいます。

### 2 対象施設

別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」に定めた施設

### 3 募集の概要

(1) 契約期間（命名権の付与期間）

令和8年1月1日から原則3年以上5年以内（更新可）

(2) 命名権料最低額（年額）

別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」参照

### 4 応募資格

以下のいずれにも該当しない事業者（法人、法人格のない団体又は個人事業主）が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと理事長が認めるもの

## 5 命名権の付与条件

### (1) 愛称等

- ① 命名する愛称等（事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい愛称等として、以下に該当するものは使用できません。
- ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - ・社会問題についての主義主張のあるもの
  - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - ・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
  - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ・美観風致を害するおそれがあるもの
  - ・その他愛称等として適当でないと理事長が認めるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず愛称等を命名することとし、原則、契約期間中は、愛称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

### (2) ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称等のサイン、インフォメーションボード等を設置できます。なお、愛称等のサイン、インフォメーションボード等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学は、愛称等を本学のホームページ等で幅広く使用しその周知に努めるものとします。また、実施施設等の美観の維持に努めるものとします。
- ③ ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ ネーミングライツパートナーから契約期間満了の6箇月前までに契約更新の申し出があったときは、優先的に協議を行います。

## 6 愛称等の表示、使用等に伴うネーミングライツパートナーの費用負担

- (1) 愛称等の使用開始日において、愛称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- (2) 愛称等のサイン、インフォメーションボード等の設置、変更及び命名権の付与期間終了、命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（命名権料とは別に負担願います。）。
- (3) 愛称等のサイン、インフォメーションボード等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。
- (4) ネーミングライツパートナーは愛称等に関する一切の責任を負い、第三者から愛称等に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決してください。

## 7 現場説明会

現場説明会を希望される場合は、事前に下記の間合せ先までご連絡ください。

## 8 応募方法

- (1) 提出書類（PDF での提出を可としますが、原本の提出を求めています。）
  - ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
  - ② 事業者の概要を記載した書類
  - ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類（個人事業主を除く。）
  - ④ 登記事項証明書（発行3箇月以内のもの）（法人に限る。）
  - ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書（個人事業主を除く。）
  - ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（法人格のない団体にあつては、構成員の全てに係る当該書類）
  - ⑦ 愛称等の表示（サイン）のデザイン及び配置が分かる書類
  - ⑧ 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4 サイズ1枚程度）

### (2) 提出期限

令和7年8月29日（金） 17：00 必着

## 9 選考方法

本学が設置するネーミングライツ選考委員会において、応募の趣旨、応募資格、応募条件（命名権料、契約期間）、愛称等その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断し選考します。

また、応募者が1者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを判断します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

## 10 選考結果の通知、公表

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないこととします。

## 11 契約の締結

本学は、ネーミングライツパートナーの決定を通知した事業者等とネーミングライツ契約を締結します。

正式に契約を締結した後、その事業者等名、施設等の「愛称等」、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、ネーミングライツパートナーが非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

## 12 命名権料の納入

ネーミングライツパートナーは、原則として本学が年度ごとに発行する請求書により、指定期日までに命名権料を納入することになります。

ただし、初年度分の納入については、本学とネーミングライツパートナーが協議のうえ、決定します。納入された命名権料は、原則として返還しません。

## 13 契約の解除

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができます。この場合において、ネーミングライツパートナーは、命名権料の返還については、本学とネーミングライツパートナーが協議のうえ、決定します。

## 14 命名権の取消し

本学は、ネーミングライツパートナーが次のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーとする決定を取り消し、又は契約を解除することができます。

- (1) 指定の期日まで命名権料を納入しなかったとき。
- (2) 応募資格のいずれかに違背するに至ったとき。
- (3) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。
- (5) その他理事長がネーミングライツパートナーとする決定の取消し又は契約の解除が必要であると認めたとき。

## 15 その他留意事項

- (1) 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返還しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された書類は、公立大学法人富山県立大学情報公開規程、法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

## 16 スケジュール

- (1) 公募期間 : 令和7年6月30日(月)～令和7年8月29日(金)
- (2) 応募書類提出期限 : 令和7年8月29日(金) 17時
- (3) 事業者選考 : 令和7年9月上旬(予定)
- (4) 契約締結 : 令和7年10月(予定)
- (5) 事業開始 : 令和8年1月～(予定)

## 17 申込書の提出先及び問合せ先

富山県立大学 経営企画課 企画・広報グループ

〒939-0398 射水市黒河 5180

TEL : 0766-56-7500 (内線 1211)

FAX : 0766-56-6182

E-mail : [kikaku@pu-toyama.ac.jp](mailto:kikaku@pu-toyama.ac.jp)

(別表) ネーミングライツ事業対象施設一覧

キャンパス	施設名称	年間利用者数 (R6年度)	建築年 (改修年)	床面積 (㎡)	命名権料最低額 (年額：円) (税抜)	備考
射水	学生会館 ホール	51,536	H31	185	500,000	
	学生会館 談話コーナー			115	500,000	
	図書館	33,393	H2	2,441	1,500,000	図書館内のサインの表示等は2階学習コーナーと中2階閲覧席のスペースに限る。
	食堂	107,791	H4 (H29, R5, R6)	1,106	1,000,000	

学生会館 談話コーナー  
学生会館 ホール

入口



談話コーナー



ホール入口



ホール内部



図書館

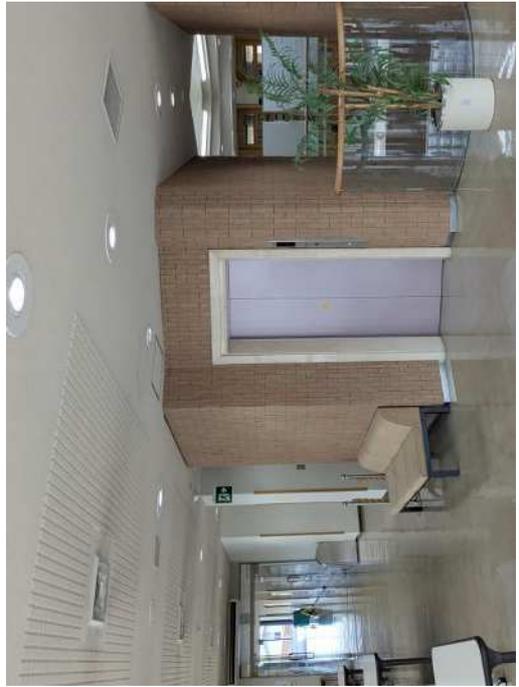
学習コーナー入口（事務室側）



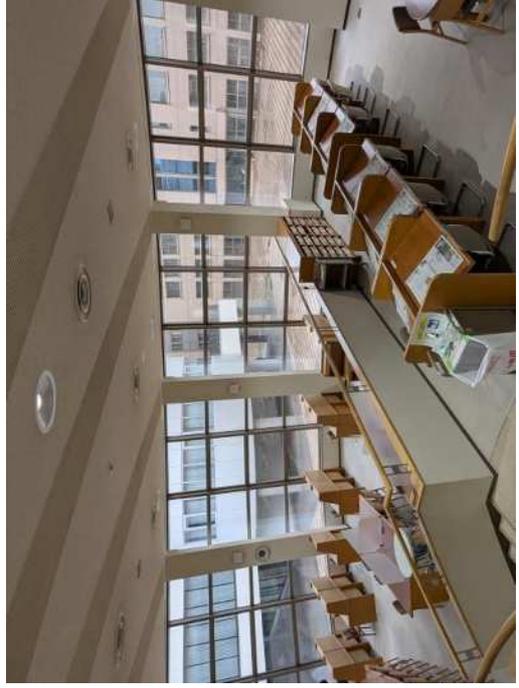
学習コーナー



学習コーナー

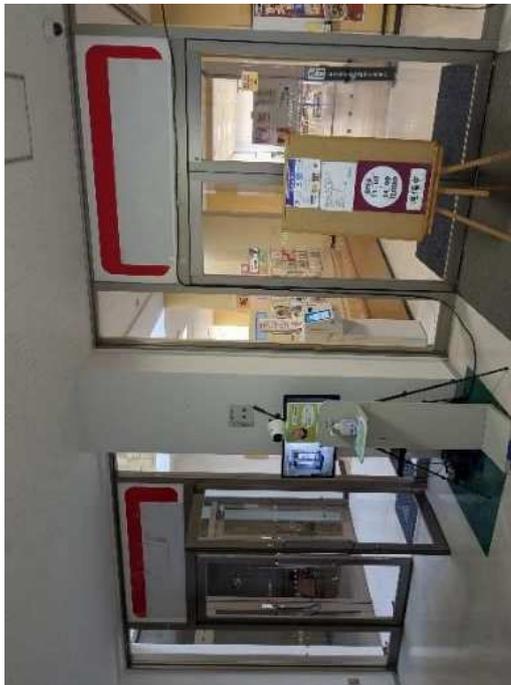


中2階 閲覧席



食堂

入口



## 審査基準

### 1 選考方法

次の審査基準をもとに、ネーミングライツ選考委員会において、資格要件、応募の趣旨、愛称等の案、命名権料、契約期間、事業効果等を総合的に判断し、選考する。

なお、応募が1者のみの場合であっても、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか判断する。

### 2 審査基準

審査項目		要件・基準等	判定・配点
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募資格を満たしているか</li> <li>・ 過去に重大な事故や不誠実な行為を行っていないか</li> <li>・ 経営基盤が安定しているか</li> </ul>	適・否
選考基準	①応募の趣旨	・ 事業の趣旨にかなっているか	15点
	②愛称等の案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生、教職員に受け入れられる案であるか</li> <li>・ 施設等のイメージを損なうおそれがないか</li> </ul>	20点
	③命名権料	・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする	30点
	④契約期間	・ 愛称等を定着させる観点から、期間が長いほど高評価とする	20点
	⑤事業効果	・ 愛称等を設定することにより、本学のブランドイメージを高める効果が期待できるか	15点
判定	資格要件や選考基準を勘案し、総合的に判断する		